

■K社における医薬品ネット販売の状況 購入率上位の市区町村(2008年)

順位	都道府県	市区町村	購入数 (件)	人口 (人)	購入率 (千人当)	病院数 (2005年)	診療所数 (2005年)	薬剤師数 (2004年)	面積 (km ²)
	全国		225,684	127,767,994	1.77				
#1	東京都	青ヶ島村	40	214	187	0	1	0	6
#2	東京都	御蔵島村	45	292	154	0	1	0	21
#3	東京都	利島村	29	308	94	0	1	0	4
#4	東京都	小笠原村	222	2,723	82	0	3	2	104
#5	東京都	新島村	168	3,161	53	0	3	1	28
#6	東京都	神津島村	99	2,068	48	0	2	1	19
#7	沖縄県	座間味村	49	1,077	45	0	2	0	17
#8	東京都	三宅村	95	2,439	39	0	1	0	56
#9	東京都	大島町	285	8,702	33	0	3	9	91
#10	沖縄県	与那国町	57	1,796	32	0	2	0	29
#11	沖縄県	竹富町	111	4,192	26	0	6	0	334
#12	島根県	海士町	66	2,581	26	0	2	1	34
#13	島根県	知夫村	18	725	25	0	1	0	14
#14	島根県	西ノ島町	81	3,486	23	1	4	4	56
#15	東京都	八丈町	188	8,837	21	1	3	7	73
#16	東京都	千代田区	818	41,778	20	17	442	2,624	12
#17	東京都	港区	3,259	185,861	18	17	591	2,085	20
#18	鹿児島県	与論町	98	5,731	17	1	4	3	20
#19	東京都	中央区	1,521	98,399	15	5	415	3,504	10
#20	沖縄県	南大東村	22	1,448	15	0	1	0	31
#21	鹿児島県	千島村	8	673	12	0	7	0	101
#22	北海道	利尻富士町	38	3,239	12	0	4	3	106
#23	東京都	渋谷区	2,364	203,334	12	17	482	1,497	15
#24	北海道	奥尻町	40	3,643	11	1	3	1	143
#25	沖縄県	渡嘉敷村	8	790	10	0	1	0	19
#26	奈良県	上北山村	8	802	10	0	1	0	274
#27	北海道	礼文町	33	3,410	10	0	3	1	81
#28	沖縄県	渡名喜村	5	531	9	0	1	0	4
#29	東京都	文京区	1,698	189,632	9	11	251	1,835	11
#30	大阪府	中央区	593	66,818	9	8	382	2,772	9

※)データ出所: e-Stat(政府統計の総合窓口) 統計でみる市区町村のすがた2008

K社における、2008年1月～12月の年間医薬品順位（売上ベース）

順位	商品名	メーカー名	医薬品概要	医薬品詳細
1	ドゥーテストLH 7日分(排卵検査薬)	ロート製薬	検査薬	排卵検査薬
2	和漢箋(わかんせん) ロート防風通聖散錠 189錠	ロート製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
3	P-チェックLH 7日分(排卵日検査薬)	ミスホメディー	検査薬	排卵検査薬
4	錠剤 ミルマグLX 240錠	エムジーファーマ	便秘薬・浣腸	漢方以外の便秘薬 錠剤
5	ネオビタミンEX 240錠	皇漢堂製薬	ビタミン剤	錠剤
6	ベクニス ドラッグ錠剤 140錠	近江兄弟社	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
7	ナイシトール85 360錠	小林製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
8	スミスリンL シャンプータイプ 80ml	ダンヘルスケア	皮膚の薬	毛ジラミ
9	3Aマグネシア 360錠	フジックス	便秘薬・浣腸	漢方以外の便秘薬 錠剤
10	養命酒 1L	養命酒製造	滋養強壯剤	滋養強壯剤 薬用酒
11	ユースキン(アイ) 110g	ユースキン製薬	皮膚の薬	しっしん・かゆみの薬.クリーム
12	フェイタス 35枚	久光製薬	肩こり・腰痛・筋肉痛	フェルピナク配合
13	ハイチオールC 180錠	エスエス製薬	皮膚の薬	錠剤
14	命の母A 420錠	小林製薬	婦人薬	錠剤
15	イソジンうがい薬 250ml	明治製菓	口中薬	うがい薬
16	ハイチオールC プルミエール 120錠	エスエス製薬	皮膚の薬	錠剤
17	スコルバ24 クリーム 15g	武田薬品工業	水虫の薬	水虫の薬 クリーム
18	ボラギノールM軟膏	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 軟膏
19	イトーの葛根湯エキス顆粒21包	井藤漢方製薬	風邪薬	総合風邪薬 顆粒・粉末
20	ボラギノールM坐剤 30個	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 坐薬
21	大洋 ワンタッチ精製水(ボリ) 500ml	大洋製薬	日本薬局方	精製水
22	ハツモル内服錠 180錠	田村治照堂	抜け毛・フケ等	発毛促進剤内服
23	ユンケル黄帝液 30ml*10本	佐藤製薬	ドリンク剤	生薬製剤
24	P-チェックS 2回用(妊娠検査薬)	ミスホメディー	検査薬	妊娠検査薬
25	消毒用エタノール液 IP(P) 500ml	健栄製薬	殺菌・消毒	皮膚の消毒
26	コトブキ浣腸40 40g*10個入り	ムネ製薬	便秘薬・浣腸	浣腸 40g
27	内服ボラギノールEP	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 内服
28	エフゲン 60ml	大源製薬	水虫の薬	水虫の薬 液体
29	デリケア M's 15g	池田模範堂	皮膚の薬	しっしん・かゆみの薬.クリーム
30	百毒下し 1152粒	翠松堂製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 粒
31	コトブキ浣腸30 30g*10個入り	ムネ製薬	便秘薬・浣腸	浣腸 30g
32	NFカロヤンガッシュ 240ml	第一三共ヘルスケア	抜け毛・フケ等	発毛促進剤ローション
33	イチジク浣腸40E 10コ入	イチジク製薬	便秘薬・浣腸	浣腸 40g
34	ヨクイニンS「コタロー」720錠	小太郎漢方製薬	皮膚の薬	内服
35	ナイシトール85 180錠	小林製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
36	ナボリンS 90錠	エーザイ	ビタミン剤	手足のしびれ・神経痛(抹消神経障害)
37	イソジンウォッシュ 250ml	明治製菓	殺菌・消毒	皮膚の消毒
38	チョコラBBプラス 250錠	エーザイ	ビタミン剤	錠剤
39	百毒下し 2560粒	翠松堂製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 粒
40	ダマリンアイススプレー 80ml	大正製薬	水虫の薬	水虫の薬 スプレー
41	チョコラCCホワイト 180錠	エーザイ	皮膚の薬	錠剤
42	ボラギノールA注入軟膏 2g*30個	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 坐薬
43	半夏厚朴湯(1016) 24包	ツムラOTC	精神安定	顆粒・粉末
44	レンシン 56包	オノジユウ	痔の薬	痔の薬 内服
45	あせもローション 桃の葉の薬 100ml	千金丹ケアーズ	皮膚の薬	液体
46	強力グットA 260錠	東宝製薬	肝臓疾患	錠剤
47	ザ・ガード整腸錠 350錠	興和新薬	整腸剤	錠剤
48	ハイシー 1000 84包	武田薬品工業	ビタミン剤	顆粒・粉末
49	オムロン 妊娠検査薬 クリアブルー 2テスト入	オムロンヘルスケア	検査薬	妊娠検査薬
50	ネオサンブーン ルーブ錠	エーザイ	避妊具	膣錠

順位	商品名	メーカー名	医薬品概要	医薬品詳細
51	フェミニーナ軟膏S 30g	小林製薬	皮膚の薬	軟膏
52	ビューラック 400錠	皇漢堂製薬	便秘薬・浣腸	漢方以外の便秘薬 錠剤
53	ビーンスタークピュリファンP(次亜塩素酸ナトリウム) 3L	ビーンスターク・スノー	殺菌・消毒	器具の消毒
54	消毒用エタノール(消毒用アルコール)(P) 500ml	健栄製薬	殺菌・消毒	皮膚の消毒
55	ルチン養命丸 2250粒	養命製薬	高血圧	粒
56	アリナミンEXプラス 270錠	武田薬品工業	ビタミン剤	錠剤
57	紫雲膏 500g	松浦漢方	皮膚の薬	軟膏
58	ビタミンC「タケダ」300錠	武田薬品工業	ビタミン剤	錠剤
59	小太郎 漢方ニキピ薬 150錠	小太郎漢方製薬	皮膚の薬	にぎびの薬 錠剤
60	ダイアフラジン軟膏 20g	内外薬品	皮膚の薬	しっしん・かゆみの薬 軟膏
61	ガスビタン 36錠	小林製薬	整腸剤	錠剤
62	紫雲膏 20g	松浦漢方	皮膚の薬	軟膏
63	アレルギール錠 110錠	第一三共ヘルスケア	皮膚の薬	錠剤
64	ビスラットゴールド(430カプセル)	原沢製薬工業	高コレステロール	高コレステロール
65	ヒبسコールス ポンプ付 500ml	サラヤ	殺菌・消毒	皮膚の消毒
66	チョコラBBプラス 180錠	エーザイ	ビタミン剤	錠剤
67	ボラギノールA坐剤 30個	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 坐薬
68	システィナC 210錠	第一三共ヘルスケア	皮膚の薬	錠剤
69	御岳百草丸 4100粒	長野県製薬	胃腸薬	粒
70	アネトン アルメディ 鼻炎錠 90錠	ファイザー	鼻炎薬	鼻水の薬 錠剤
71	ボラギノールA軟膏	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 坐薬
72	マスケゲンS錠 120錠	日本臓器製薬	貧血の薬	鉄剤 錠剤
73	コレステガード 90カプセル	エスエス製薬	高コレステロール	カプセル
74	ナンバオ 140カプセル	田辺製薬	滋養強壮剤	滋養強壮剤 カプセル
75	ボラギノールA注入軟膏 2g*10個	武田薬品工業	痔の薬	痔の薬 坐薬
76	コンドロパワーEX錠 270錠	皇漢堂製薬	肩こり・腰痛・筋肉痛	内服薬
77	ネオレバルミン錠 1000錠	原沢製薬工業	肝臓疾患	錠剤
78	アリナミンEXプラス 60錠	武田薬品工業	ビタミン剤	錠剤
79	ユースキン(アイ) ローション 130ml	ユースキン製薬	皮膚の薬	しっしん・かゆみの薬 液体
80	タイツコウ軟膏21g	メルスモン製薬	皮膚の薬	軟膏
81	強力トリコマイシンG 10g	第一三共ヘルスケア	皮膚の薬	軟膏
82	ザクロフィール錠 100錠	エーザイ	口中薬	口臭
83	アスレットZクリーム 20mg	福地製薬	水虫の薬	水虫の薬 クリーム
84	アスコルビン酸 200g	健栄製薬	ビタミン剤	顆粒・粉末
85	ビタミンC末 クニヒロ 500g	皇漢堂製薬	ビタミン剤	顆粒・粉末
86	ネオビタホワイトプラス 180錠	皇漢堂製薬	ビタミン剤	錠剤
87	和漢箋(わかんせん) ロート防風通聖散錠 63錠	ロート製薬	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
88	NFカロヤンガッシュ(無香料)140ml	第一三共ヘルスケア	抜け毛・フケ等	発毛促進剤ローション
89	チナンコーハイ 30個入	ムネ製薬	痔の薬	痔の薬 注入軟膏
90	タケダ漢方便秘薬 180錠	武田薬品工業	便秘薬・浣腸	漢方便秘薬 錠剤
91	ステリコット 200包入	川本産業	殺菌・消毒	消毒綿
92	消毒用エタプラス 1000ml (手押しポンプ付き)	健栄製薬	殺菌・消毒	皮膚の消毒
93	ミルマグ液 600ml	エムジーファーマ	便秘薬・浣腸	漢方以外の便秘薬 液体
94	バルサン・SPジェット 100g	ライオン	殺虫剤	ダニ・ゴキブリ両用
95	アースレッドW 30-40畳用	アース製薬	殺虫剤	ダニ・ゴキブリ両用
96	ロートアイストレッチ 12ml	ロート製薬	目の薬	目のかすみ・目の疲れ用目薬
97	アスターG軟膏 16g	丹平製薬	水虫の薬	水虫の薬 軟膏
98	ピオフェルミンVC 120錠	武田薬品工業	整腸剤	錠剤
99	ビーンスタークピュリファンP(次亜塩素酸ナトリウム) 10L	ビーンスターク・スノー	殺菌・消毒	器具の消毒
100	コサジン ガーグルうがい薬 500ml	大洋製薬	口中薬	うがい薬

「検討部会」等における医薬品のインターネット販売に関する発言（抜粋）

改正薬事法、本省令の策定にあたり開催された検討部会、検討会における、適法な許可を有する薬局または店舗による「一般用医薬品のインターネット販売」の実態に対する誤解、ならびに適法な販売と個人輸入代行、未承認医薬品および違法ドラッグ等のインターネット販売とが混同されているとみられる発言等について、以下まとめる。（下線は当協会による。）

厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会 全 23 回（平成 16 年 5 月 14 日～平成 17 年 12 月 18 日）

04/05/14 第 1 回議事録より

議題

1. 部会長選出及び部会長代理指名について
2. 医薬品販売制度の現状と課題等について

児玉委員

（略）医薬品の供給体制は今もIT化もあってインターネットを使ってみたり、また週刊誌で売られたり、果てはいったい医薬品なのか、薬なのか、食品なのか、国民の立場に立てば本当によく分らない。ましてやその一方で、分らないうちに数年前に不幸にも中国茶で、食品で亡くなられた方もある。本当にこれは国民の立場からすれば堪らないことありますね。そういう現状をやはりしっかりとまず確認する、この作業は私は一番やるべきことかなという気がします。

04/06/23 第 3 回議事録より

議題

1. 医薬品販売制度の現状等について
2. 論点整理等について

児玉委員

（略）それと7番目のその他であります、インターネット・カタログ販売という問題が書かれておりますが、それ以外に昨今非常に問題になっておりますのが、医薬品の個人輸入で、本来は例えば私どもの概念から言えば、医師の先生方が日本ではまだ未承認医薬品だが、患者の為に緊急に輸入する必要性がある際に利用する、本来はそういうものであります、どうも最近は医薬品の個人輸入の悪用が目立っている感じがします。これも広い

意味での供給体制の新しい最近の事象かなという気がしますので、そのへんも議論の対象になっていいのかなと思いました。（略）

04/09/06 第5回議事録より

議題

医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等について
（論点整理の検討項目1及び2（1）等）

井村部会長

ありがとうございました。今、参考資料（厚労省通知「医薬品のインターネットによる通信販売について」）についてのご説明がございましたが、あまり時間を取りたくないんですが、特にここで何かご質問はございますか。

（略）

005/05/20 第14回議事録より

議題

「医薬品販売における情報通信技術の活用等」について

荻原専門委員

私は今までのこの議論をずっと聞いていまして、自分も先生と同じ年なので（笑）、要するに、このインターネットとかメールといった新しい技術の情報、ホリエモン育ちがやっているやつですね、ああいうのを果たしてユーザーのどのくらいのパーセントの人が理解できて使いこなせるかというのは、ものすごく疑問ですね。せいぜい10%いけば御上々だと思います。私なんかは古い人間ですから、じいさん、ばあさん、本当に必要な人たちが使う場合には、基本的にはやはり昔ながらの対面で説明をきちっとする方が重要になると思うので、方法論が広がることは僕は否定しません。けれど、それがすべてのようなふう
に持っていかれると非常に疑問に思いますね。

（中略）

増山委員

ああ、そうですか。はい。私自身が、例えば中には外出が困難な方とかもいて、インターネットからの情報がすごく重要だと言う人もいて、そういうケースもあると思うのですが、ただ、気をつけなければいけないのは、例えば健康アンケートみたいになっていて、「こんなこと気になりませんか」とか言ってチェックしていくと商品が送られてくるみたいなの、そういうことになるとすごく問題で、もしかしたら気がつかないでそういうことも起きているのかもしれないのですが、その情報はだれが責任を持つのかということ、もし情報提供するのであれば、それも確保しなければいけないのかなと思います。

議題：関係団体等からのヒアリング

「医薬品販売における情報通信技術の活用等」について

織田（大阪府健康福祉部薬務課）（意見陳述人）

（略）また、先ごろ我が国でも非常に問題になっております健康食品ですが、医薬品成分を含む健康食品ですが、この健康被害を見ますと、ネットサイトからの購入ということが、私どもとしては非常に気になっています。これは健康食品だけではなく、医薬品の中でもこういうネットサイトから海外から直接購入するという、あるいは個人代行輸入によって購入するというケースがあります。むしろこの問題の方が非常に大きな問題ではないかと考えます。医薬品に対する人々の信頼を保つためには、許可に基づく店舗からの供給という現在の原則というものはやはり正しいことではないかなと、健康食品の関連、あるいは個人代行輸入、ネットサイトからの医薬品の購入を見ますと、そのように感じます。

（中略）

事務局

（略）インターネット販売及びカタログ販売と個人輸入とに分けてございまして、（中略）それぞれ共通して考えられるのが、専門家による情報提供の機会や内容が少ない、そういうものが余り期待できないのではないかとということでございます。

（中略）

井村部会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御意見を賜りたいと思います。特にポイントは決めないで御意見を賜りたいと思います。インターネット販売、カタログ販売、個人輸入につきまして、何となく感じとしては、ない方がいいなという感じをもちろん皆さんお持ちなのではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

児玉委員

今度こそ大山委員にお聞きしたいくらいではありますが、この点につきましては前に私も資料を出したわけでありまして、はっきり申し上げて、カタログ販売の範囲というのは決められておりますが、それが全く形骸化しているというのが実情でございます。それどころか、どう考えても自殺を目的とするような、今それは非常に社会問題になっていまして、そういう薬剤までも平気で売られているという実態は、皆さん御承知のとおりですね。

加えて、数年前に、例のやせ薬と称した中国のお茶は、結局、医薬品成分が入っていますから、あれで随分お亡くなりになった、そのことが生かされずに、今回また同じような事件を起こしているという実態でありますから、何とか歯どめをおかけいただきたいと思います。

これは個人輸入とは別々とはいいながら、どちらも同じケースが多いですね。個人輸入

も、専門家が自分の判断でと、本来はここに書いてあるとおりなんです。ところが、医薬品に関してはこれも全く形骸化されているという状況でありますので、そこで先ほど申し上げたように、このシステムである程度の部分は供給はやむを得ないと思いますが、その実態を押さえつつ、そういうことが管理できないのか。例えばある特定の医薬品についての管理はできないのか。あるいは、よく増山委員がおっしゃるように、一方通行でありますから、逆に副作用の出所などの管理も全くできない。そういうところはどうかうね。

増山委員

インターネット販売、カタログ販売、あるいは個人輸入でもそうなんです、受け取る際にそれを、輸送ではなく、きちんと専門家の、例えば薬店とか一般販売の窓口でそれを受け渡して説明を受けるような形にできないかなということを考えています。

それから、特に個人輸入の販売方法についてですが、近年、サリドマイド剤が未承認薬のまま大量に国内に流通したということで、マスメディアでも随分騒がれていると思いますが、その中で本当に深刻な問題としてあるのが、未承認薬が個人の輸入という形でどんどん入ってくるのが、以前はインターネットを利用して購入するということはそれほど一般的ではありませんでしたが、今はネットを使ってそういう情報を入手して購入するということが、以前に比べてずっと容易にもなったと思います。

そういうことを踏まえると、私自身は、未承認なのに個人の輸入だったら買ってしまうということであれば、最終的には、医薬品の登録制度そのものを揺るがすような事態にもなりかねないと思っているので、これはきちんと個人輸入という形を認めるのであれば、必ず病院等を通して、その中で医者から診察を受けた上で輸入するという形をとるというような、全くの個人任せではない形に改めるべきだと感じています。

(中略)

児玉委員

今のお話のように、大変難しいのはわかるのですが、しかし、現実はそので消費者は大変な目に遭っているわけですから、何とかしてもらわなければいけない。

そこで、私は不勉強かもしれませんが、この前、国の方針として、自殺サイトとか爆弾の製作とかということで、今、インターネットによるいろいろな社会問題が起こっている。それを踏まえて、国として、この秋をめどに何か検討するということを聞いていますが、それはインターネットを使ったいろいろなものの供給全般だと聞いていますけれど、その中にはこの問題は提起できるのでしょうか。

議題

第11回から第15回までの部会における意見のとりまとめについて

井村部会長

それは皆さんよく理解できているところだと思います。ありがとうございます。

それでは、「インターネット販売やカタログ販売、個人輸入」、「特例販売業」、こういう例が出てきております。これにつきましては、インターネット販売、カタログ販売、個人輸入、何らかの対策を講じるべきであるという御意見が圧倒的に多かったと思いますので、これはこれでよろしいでしょうか。

議題

1. 今後の検討の進め方について
2. 第11回から第15回までの部会における意見のとりまとめについて
3. 医薬品のリスクの程度の評価

児玉委員

今の増山委員の御発言をお聞きしていて、先ほど私は、この対応イメージを議論する上で、とりあえず原則的なイメージとして、店頭で対応するという意味ですと私は申し上げたと思います。ですからここで議論しているわけでありまして、これが煮詰まってきた時点で、だれが安全性に責任を持って供給するのか、どのように供給するのかということをリスクを見ながらもっと詰めていく段階で、そのときに、では、店頭外における、特に今社会的に問題になっているインターネット、個人輸入、この問題を解決してもらわないと、幾ら店頭によってきちっとした供給の安全性を担保していても、一方で無制限では意味がないじゃないかと。率直に申し上げて、そういうことをおっしゃっているわけですね。

「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」

全8回（平成20年2月8日～平成20年7月4日）

08/03/13 第3回議事録より

議 題

1. 情報提供等を適正に行うための販売体制
2. 医薬品販売業者及び管理者の遵守事項等
3. その他

児玉委員

（略）いまのインターネット販売は、国内より国外のほうがむしろ多いのが現状だと思っ
のです。

その中で、いくらいろいろなことを考えても、本当にその実効性が非常に難しいという
のがある。その最たるものが、最近マスコミに出ていますように、偽薬の問題です。かな
り世界的にも多くの方が亡くなっているわけです。こういう現状を考えれば、私はカタロ
グ販売というのが平成7年にあったとしても、もうこの時期、見直すべきである。したが
って第一であろうが、第二であろうと、第三類であろうと、医薬品というのはリスクの程
度はあっても、リスクはあるわけです。そういう意味では、原則として医薬品は現状を考
えれば、情報通信技術を考えれば、それを通じた販売はすべきではないというのが原則論
かなという気が私はしますね。第一類は薬剤師ですからもとよりですね。

08/03/25 第4回議事録より

議 題

1. 情報提供等を適正に行うための販売体制
2. 医薬品販売業者及び管理者の遵守事項等
3. その他

井村座長 情報通信技術は何に当たるのかということも、また問題があると思うので
すが、部会のおきからの考え方としては、一応やはり現在の情報通信技術を使っ
ての販売は、原則的には認めるのは時期尚早ではないかという意見が支配的であつた
と私は記憶しております。ここでは、四角の中に丸が5つ付いております。こういったことがまだ残っ
ているということなのだろうと思います。それを議論していかなければならないと。

足高委員 現実問題として、もう上場企業が出ているわけですよ。インターネット通
販で医薬品を販売して、マザーズとはいえ上場してしまった企業も、もうあるわけですよ。
コンプライアンスの問題があるから、いま第2番手、3番手がとどまっている状況であるわ
けですね。今度、新改正薬事法は、いままでの一般販売業など、4種類あつた販売形態が整
理されて、店舗と配置と、きちっと規定されたわけで、いままでとはまた法体系が変わっ

てしまっているわけですので、一般販売業の派生的なところ、77条の3の派生としてのインターネットを使った情報提供であったものが、今度は情報提供なり相談対応時は1つの、36条の6で義務になってしまっています。だから、新しい形態に変わっているのだから、その規定として、インターネットに対する規定を明確にされて、原理・原則で言えば、駄目なものは駄目という形をきちんと追っていかないと、これから上場企業が出ていったら、私は憶測するのですが、本屋さんでも、やはりアマゾン.comで買うほうが楽というのは、一般書店での売上高よりも結構増えています。だから、そういう形で済し崩しのいられるのはやはり不幸な話ですので、インターネットを潰すというのは、これははっきり言って消費者の利便云々に反することだと思います。先ほど小田委員がおっしゃいましたように、きちんとした制度構築、ITを使うなら使うで、法律的理屈根拠が立つような形を検討していただくような方向を打ち出していただければなとは思っております。すみません。意見に対してです。

井村座長 非常に難しいことなのですけれども。

(中略)

増山委員

(略)それから、いままでの論点の中で出ていなかったのが、私が日ごろ感じていることを少し付け加えたいと思うのですが、例えばインターネットでの医薬品の販売は、店舗販売と1つ大きな違いがそこにあると思うのです。それは何かというと、皆さん、医薬品はどんなものが売られているか、インターネットでご覧になったことはあるでしょうか。麻薬紛いのものから、医療用医薬品から、まだ未承認薬から、ありとあらゆるものがそこで売られています。それを厚生労働省が捜査して、取り締まることができるかということ、捜査権を持っていませんね。だから、事実上、インターネットで不正を働いて、不正の根拠をちゃんとつかまえて逮捕に至るかということ、それはすごく難しい。逮捕とはいかなくても、実際はすぐにホームページなどはクローズできるという現状の中で、何らかの処分を与えるのも難しいのです。ただ、情報提供は技術が上がって、十分に例えば顔色を見ることができるといったことだけではなくて、何か問題が起きたときに、きちんとそれを是正させることができるか、できないかということも含めて、インターネットを使って販売するということがどういうことなのか、考えてほしいと思います。

(中略)

増山委員 ちょっと厳しいことを申し上げますが、それではなぜ、あんなにインターネットの中で医薬品であったり、あるいは未承認薬であったり、医薬品とも呼べないものが、あたかも効能効果があって、とても良いもののように売られているという現状があるのでしょうか。例えば私はサリドマイドのことで随分、以前に調べたことがあるのですが、実際サリドマイドはインターネットで高値で取引をされていることもありまして、現在では日本では小児用のタミフルは販売すら許可されていないはずなのに、インターネットでは購入することができるわけですね。こういった現状は、やはりあまりにも医薬品の本来

の販売のあり方から外れているのではないかと思うのです。だから、こういったことがもう少しきちんと是正できるのであればいいのですが、是正できていない現状。なぜ是正できていないのかということを書いていただかないことには、ちょっと納得のいかないところなのですけれども。

(中略)

井村座長 全くそのとおりではないかと私は思います。ここで、「情報通信技術を活用する場合」と出てきているのは、店舗または配置の販売の場で、情報提供を行うということについて情報通信技術を使うとしたら、どんなことまでが可能なのかということが議論されるべきなのだろうと思うのです。ですから、インターネットの販売は是か非かということをごここではあまり議論をしてはいけないなという気がしています。いけないというのは、してはともじゃないけれども時間も足りないと思います。この場では、資料1の3頁の四角の中に入っているようなことについて、皆様方からご意見をいただいて、確認をしていきたいという気がするのです。

08/04/04 第5回議事録より

議 題

1. 情報提供等を適正に行うための販売体制
2. 医薬品販売業者及び管理者の遵守事項等
3. その他

(JODAによる「一般用医薬品のインターネット販売の現状」に関する発表・質疑応答後)

井村座長 いろいろな問題点が浮き上がってきたと思います。これも今後考慮に入れながらまとめていくことになると思います。

08/04/24 第6回議事録より

議 題

1. 検討事項に関する論点の整理について
2. リスク区分に関する表示について
3. その他

増山委員 14頁になるのですが、医薬品の通信販売についてです。前回議論したときに、通信を使った医薬品販売についてきちんと何か別立てで議論するべきではないかというお話が何件か出ていたと思うのですが、それは実際行う方向にあるのですか。

事務局 私どもは増山委員がいま言われているような、改めて別の場で議論することでの理解ではありませんで、あくまでも今回の改正法の内容の範囲において、具体的に言えば店舗あるいは配置という形態の中で、情報提供を中心としたその方法論としての

通信技術を、どのように使い得るかという面で捉えた議論というように捉えています。

(中略)

増山委員 最後の質問です。事務局としては改めてその制度を整えたり、あるいは別立てで議論する必要がないというふうにお考えなのですか。

事務局 それは認める方向で考えるという意味なのか、それともなし崩しというか、野放しになっていることをきちんと正すという意味で言われているのかにもよりますが、後者であるならば、今回の制度の中で店舗なり薬局という範疇で行い得る行為としての販売が妥当かどうかというところで、点検が効くということです。

08/05/16 第7回議事録より

議 題

1. 報告書(案)について
2. その他

小田委員 (第二類医薬品の情報提供における対面の原則に関する発言)

事務局 ここは第二類に関して手掛けようとしている方がお考えになる部分かなと思っ
ていまして、いまの事例が対面の原則が担保されているケースかどうかに関しては、該当
しないのではないかと思います。何か工夫があって、できる方法があれば、それは個別に
見て、認めていくケースが全くないのかということで考えれば、そういうものはいま具体
的に方法論として出てきているわけではありませんので、そういうものがない限り認める
ことは適当ではないというような記述になっています。実際にこのようなことを手掛けよ
うとしている方が、何かアイデアをお示しいただければ、それを見ながら、その内容が
対面の原則を担保しているかどうかということで判断していくべきかなと思います。

2009年1月

新年あけましておめでとうございます
清々しい初春をお迎えになりましたこととお慶び申し上げます。

理事長 井村 伸正

平成と年号が変わってからあつという間に20年が過ぎ去り「光陰矢のごとし」を実感しております。これも世の中の動きが以前に比べると著しく加速されているからだろうと考えています。確かに、仕事的手段としてパソコン、インターネットの比重が増すにつれ、日常がどんどん慌ただしくなってきました。

昨年末には、一般用医薬品販売制度改正に絡んで、「医薬品のネット販売」が話題になりました。制度改正に際して、最も安全な第3類を除き、インターネットでの医薬品の販売を規制する方針が打ち出されたことに、内閣府の規制改革会議とネット販売業者が異議をとなえたからです。法律改正を前提とした厚生科学審議会の検討部会から改正後の細かな規則を作るための検討会まで深く関わってきた者としては、“医薬品の安全な供給と適正使用を確保するためには「対面販売」が大前提となるべきで、インターネットによる第1類、第2類医薬品の販売は適当ではない”、というこれら会議体の結論は、現時点では間違っていないと信じています。勿論、情報通信技術は日進月歩ですから近い将来にはインターネットで「対面販売」と同等な安全性が確保できるような手段が開発されるかもしれません。そのときは、十分な検証を経てその方法を取り入れることになるでしょう。

「情報」といえば・・・ここ数年、「認定実務実習指導薬剤師養成事業」でのワークショップに参加して、第一線で医療と向き合っている薬剤師さん達と接触する機会が増えました。そこでしばしば感じているのは、これら医療現場で毎日忙しく働いている薬剤師の皆さんに、医療、薬学教育等に関して当然伝わっているべき情報が行き渡っていないことが多々ある、という事実です。日本薬剤師会は都道府県薬剤師会との情報ネットワークシステムを構築して情報交換の効率化を図っているようですが、どうも中央からの情報が第一線の現場の薬剤師に届きにくい様に見えるのは、私の勘違いでしょうか。どこかに情報の流れがブロックされる障壁があるかもしれません。一方、情報は流れてくるものを受け取っているだけでは十分ではないでしょう。いうまでもなく情報を多く持っているということは、仕事の上で絶対に有利です。今年は自ら積極的に情報を収集する努力を心がける年にしましょう。また、障壁を見つけたら突き崩しましょう。

年頭に当たり、皆様方の益々のご活躍とご健勝を祈念しております。

(財)日本薬剤師研修センターHOMEへ戻る

一般用医薬品のインターネット販売における安全策について (業界ルール案)

説明資料

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
楽天株式会社

平成21年2月24日

序 医薬品のネット販売の安全・安心を担保するために必要なこと

一般用医薬品のインターネット販売の安全・安心を担保するためには、インターネット販売に携わる薬店・薬局が取り組むべき対策を明確にする必要がある。しかしながら、現時点においては、一般用医薬品のインターネット販売の状況は十分に把握されているとはいえず、今後、より多くの事業者・関係者による検討が必要となると考えている。

そこで今回、業界全体が守るべきルール of 検討のための素案として本案を提出するものである。本案改正薬事法で要求されている事項以外の事項については、今後、科学的視点から医薬品の安全性情報提供のあり方を評価しつつ、店舗販売における対応状況をふまえ、店舗販売・通信販売を問わず、販売経路全体の最善の販売体制を確立するという観点から具体的に対応内容を確定していくこととする。

■ 業界全体として取り組むべきこと

- ネット販売の届出
- 医薬品の陳列における安全策
- 販売における安全策
- 販売後の安全策
- 安全策の実効性を担保する対策

明確化された業務手順
事業者による自主ガイドライン

業界全体として取り組む安全策を以下に示す

業界ルール素案策定の基本方針

業界ルールの素案を策定するにあたり、以下の3つを基本方針とした。

健康維持における 一般用医薬品の位置づけ

【一般用医薬品の役割とは】

本来、健康は医薬品に頼らず維持していくもので、一般用医薬品といえども、安易な使用は行うべきでは無いことを念頭に、適正な販売を行うことを念頭においた。

【一般用医薬品の意義】

一般用医薬品、いわゆる市販薬であるがゆえに、購入者と使用者が必ずしも一致し得ないことを前提とした制度設計を目指した。

薬局・店舗・専門家の 果たすべき役割

【健康被害の未然防止】

購入者、使用者の安全・安心を最優先し、禁忌事項に該当する等健康被害が生じるリスクが高いと考えられる場合は当該医薬品は販売しないような措置を講じた。

【ネットの優位性の積極活用】

専門家の能力に依存する人的対策のみならず、機械的な仕組みによる安全策も組み合わせて、安心感を高めることを目指した。

【トレーサビリティ】

各店舗が業務手順を定め公開するとともに、販売概況を公開することで、不測の事態が生じた際にもその責任の所在や過失の有無の検証が可能となることを念頭においた。

薬局・店舗・専門家の 社会的な責任

【教育啓発的效果】

購入プロセス全体を通じて、消費者が医薬品の本質そのものに対する理解を深められるように配慮した。

【積極開示による健全性の確保】

販売状況を積極開示することにより、業界全体の健全性を確保し、安心感を高めることを意識した。

【抑止力】

自主ルールゆえに法的強制力はないものの、諸情報を積極的に公開することで透明性を高め、事業者に対する抑止力となることを期待した。

【継続性、持続可能性】

一過性の取り組みではなく、中長期にわたり遂行可能なものであるとともに、継続的改善を図れるものとした。

懸念事項一覧

前出の3つに対応した、想定懸念事項は以下のとおり

【健康維持における一般用医薬品の位置づけ】

『使用者の情報や状態をどうやって把握するのか？』

【薬局・店舗・専門家の果たすべき役割】

- 『違法販売サイト、個人輸入サイトとの区別をどうするのか？』
- 『どんな内容が掲示されていれば信頼できるのか？』
- 『専門家の実在性をどのように確認するのか？』
- 『各医薬品の注意事項等をどのように説明するのか？』
- 『購入者の質問等に対しては誰がどのように対応するのか？』
- 『注文に対する販売可否の判断は誰が行うのか？』
- 『禁忌事項に該当する者が医薬品を購入しようとしたらどうするのか？』
- 『過剰購入、大量購入への対処策は？』
- 『同一店舗における、頻回購入への対策はどうするのか？』
- 『使用時(後)に異常を感じたら？』

【薬局・店舗・専門家の社会的な責任】

『医薬品とその他商品を混同、誤用することはないのか？』

『不適切販売を行う店への対策は？』

『健康被害の未然防止のためにどうしたらよいか？』

届出制の導入と掲示

●『違法販売サイト、個人輸入サイトと区別をどうするのか？』

薬局・店舗のサイト上で、都道府県等への届出済であることを確認できるようにします。
 対応する専門家の情報も掲示します。

公のサイト上でも届出済みである旨を掲示し、実在性をもあわせて確認できるようにします。

例1)下記の情報の記載を義務づける。

- 薬局または店舗販売業の許可に関する情報
 - ・当該薬局または店舗の名称・所在地
 - ・当該薬局または店舗の許可番号・許可年月日
 - ・当該薬局または店舗の郵便等販売の方法
- 届出済である旨の掲示(*)
 - ・届出番号等、消費者が届出の事実を確認できる情報を掲示
- 専門家に関する情報
 - ・専門家の実在性を担保するための情報
 例) 氏名・顔写真、資格情報等
 - ・厚労省の資格検索システムとのリンク
<http://yakuzaishi.mhlw.go.jp/search/top.jsp>



(*)届出済みである旨の掲示イメージ (受領印のある届出書のpdfなどの掲載)

届出番号: 福岡県(1)2345678

様式1

郵便等販売届書

許可番号及び年月日

名 称

薬局又は店舗

所 在 地

販売を行う場所の
構造設備の概要

販売方法の概要

備 考

上記により、郵便等販売の届出をします。

年 月 日

住所【法人にあっては、法
たる事務所の所在地】

氏名【法人にあっては、名
親及び代表者の姓名】

印

届 出 者 姓 名
保 護 所 長 藤 井 氏 殿
特 別 医 務 課

【注意】
 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 字は、黒、インク等を用い、何筆でもはっきりと書くこと。
 3 販売を行う場所の構造設備の概要欄にその取扱事項の「**届出済**」と記載すること。
 4 販売方法の概要欄には、郵便等の配達方法及びインターネットを用いる場合はその配達方法を記載し、インターネットを用いる場合はその配達方法を記載し、インターネットを用いる場合はその配達方法を記載すること。

受領印
2009/1/29
福岡県薬務課

17



薬事法に基づく表記

●『どんな内容が掲示されていれば信頼できるのか?』

薬局・店舗において掲示しなければならない事項は、サイトにもわかりやすく掲示します。

1. 薬局・店舗の管理及運営に関する事項
2. 一般用医薬品の販売制度に関する事項

「薬事法に基づく表記」

1 薬局・店舗の管理及び運営に関する事項

- 許可の区分 医薬品一般販売業
店舗等開設許可証の記載事項
- ・店舗等開設者 ケンコーコム株式会社
 - ・店舗等の名称 ドラッグケンコーコム
 - ・所在地 福岡県飯塚市XXXXXXX
 - ・許可番号 第 XXX XXXX 号 業(一般販売業)
許可年月日 平成 16 年 5 月 3 日
 - ・郵便等販売の方法 インターネットによる販売
- 店舗等の管理者の氏名
- ・管理薬剤師 XXX XXX
- 店舗等に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、氏名
- ・薬剤師 XXX XXX
- 取り扱う医薬品の区分
- ・第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品
- 当該店舗等に勤務する者の着衣、名札等による区別
- ・薬剤師 白衣を着用し、名札に薬剤師と表示
 - ・登録販売者 白衣を着用し、名札に登録販売者と表示
- 営業時間及び営業時間外に相談に対応することができる時間
- ・営業時間 平日 9:00-17:00
 - ・営業時間外に相談に対応することができる時間
平日17:00-18:00
- 緊急時や相談時の連絡先
- ・緊急時: 090-XXXX-XXXX (薬剤師 XXXX)

2 一般用医薬品の販売制度に関する事項

- 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及び解説
- ・第一類医薬品とは
 - ・第二類医薬品とは
 - ・第三類医薬品とは、
- 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示
- 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報提供
- 指定第二類医薬品に関する陳列等についての解説
- 医薬品の陳列に関する解説
- 相談時の対応方法に関する解説
- 健康被害救済制度に関する解説
- 苦情相談窓口に関する情報